

【老朽度・危険度判定表】

		調査年月日		調査員名	
町名別番号		建物所在地			
調査可否	1:可 2:不可	種別	1:住宅 2:店舗 3:店舗兼住宅 4:その他		
看板	1:あり 2:なし	建物階数	1:1階 2:2階 3:3階 4:その他		
前面道路	1:2m未満 2:2m以上4m未満 3:4m以上 4:接道なし				
1. 老朽度・危険度のランク		A B C D E	2. 周囲に対する危険度のランク		1:Ⅰ 2:Ⅱ

1. 老朽度・危険度のランク

ア. 判定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	測定点
構造の腐朽又は 破損の程度	①基礎、土台、柱、 又は梁	(1) 柱の傾斜がなく、土台又は柱も破損や腐朽等がないもの	0	
		(2) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		(3) 基礎に不動沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		(4) 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	②外壁	(1) 外壁の仕上げ材量の剥落、腐朽又は破損がなく、下地の露出していないもの	0	
		(2) 外壁の仕上げ材量の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		(3) 外壁の仕上げ材量の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	③屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落やずれがないもの	0	
		(2) 屋根ぶき材料の一部に剥落やずれがあり、雨漏りのあるもの、また、雨樋がない又は破損して垂れ下がったもの	15	
		(3) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
		(4) 屋根が著しく変形したもの	50	

注) ① 上記評定項目につき当該評定内容が複数ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち、最も高い評点とする。

② 各項目の評定基準については、国土交通省の「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」の写真を参照のこと。

合計	点
----	---

イ. 老朽度・危険度のランク判定

ランク	判定内容	点数
A	管理が行き届いており、目立った損傷は認められない	0~29点
B	管理が行き届いていないが、危険な損傷は認められない	30~59点
C	管理が行き届いておらず、部分的に危険な損傷が認められる	60~89点
D	建物全体に危険な損傷が及び、そのまま放置すれば、近く倒壊の危険性が高まると考えられる	90~119点
E	建物全体の危険な損傷が激しく、倒壊の危険性があると考えられる	120点以上

2. 周囲に対する危険度のランク

ランク	判定内容	判定
Ⅰ	倒壊した場合でも、隣家及び公道を通行する人・車両に危険を及ぼす可能性がない	<input type="checkbox"/>
Ⅱ	倒壊した場合に、隣家及び公道を通行する人・車両に危険を及ぼす可能性がある	<input type="checkbox"/>